

総合市民会館開場は8時40分  
会場の入場制限  
初めての数日間は混雑します  
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却、株の売買など）所得の申告など

令和8年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告を受け付けます。ただし、内容によっては、市の会場ではできない申告があります。その場合は、税務署で申告してください。

初めの数日間は混雑します  
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却、株の売買など）所得の申告など

初めての数日間は申告会場が大変混雑するため、待ち時間が長くなることがあります。申告会場で番号札を渡しますので、指定された時間までに必ず来場してください。

※申告書類は、申告会場（申告当日のみ）、市役所、各支所、市立図書館にあります。なお、申告書の種類によっては支所や図書館などに置いていないものもありますので、税務課に問い合わせてください。

日程表にある上限者数に達した場合は受け付けできません。  
【事前予約はできません】  
会場への直接の連絡はご遠慮ください。  
また、同会場で申告する方は、市民スポーツ広場へ駐車してください。  
会場敷地内の駐車場は使用できません。

問合わせ 税務課 ☎59-2128  
甘日市税務署  
0829-32-1217(代表)

スマホ、パソコンで  
申告は自宅から

とき	受付時間	受け付け番号札配布開始時間	受け付け会場	1日あたりの入場上限者数
16(月)				140
17(火)				140
18(水)				140
19(木)				140
20(金)				市 140 税理士 24
21(土)				140
24(火)	13時30分～16時	13時～	コミュニティサロン玖波	50
25(水)	9時～16時	8時30分～	※コミュニティサロン玖波の開場は受け付け番号札配布開始時間からとします。それまでは入場できません。	140
	9時～12時			—
26(木)	10時15分～12時	10時15分～	阿多田島漁協 ※阿多田地区の方のみ対象です。	—
27(金)	10時30分～15時	10時～	マロンの里交流館	—
2(月)	10時～12時	9時30分～	松ヶ原集会所	—
4(水)				140
5(木)				140
6(金)				140
9(月)		9時～16時		140
10(火)				140
11(水)				140
12(木)				140
13(金)				140
16(月)	9時～12時			—

※1日当たりの入場者数の制限を行います。上限を上回った場合、時間内に来場しても申告を受け付けることができません。  
※場所、日によって受付時間が異なりますので、間違えないようお願いします。  
※早めに来場しても、受け付け番号札配布開始時間までは番号札の配布を行いません。会場の外でお待ちください。

開場時間にならないと入場できません。  
また、同会場で申告する方は、市民スポーツ広場へ駐車してください。  
会場敷地内の駐車場は使用できません。

—1日当たりの入場制限があります—

# 確定申告・市県民税申告

2月16日(月)▶3月16日(月)



問い合わせ 税務課 ☎59-2128

令和7年分確定申告特集

確定申告等作成コーナー

## ○確定申告・市県民税申告 必要書類チェックリスト(市の会場で申告する場合)○

市の会場で確定申告・市県民税申告をする場合は、次の書類を用意してください。

<input type="checkbox"/> 申告する方の本人確認書類	①1点で確認ができる書類(顔写真付きの官公署発行書類) ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券 ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 など ②2点で確認ができる書類(顔写真無しの官公署発行書類) ・資格確認書 ・介護保険証 ・年金手帳 など
<input type="checkbox"/> 申告する方の個人番号(マイナンバー)確認書類	・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード など
<input type="checkbox"/> 申告者名義の通帳またはキャッシュカード	※所得税の還付を受ける場合は必要です。 (マイナンバーに公金受取口座を登録済み、および前年、市で申告を受け付け、口座を登録をした場合は省略可)
<b>確認事項</b>	<b>主な必要書類など</b>
<input type="checkbox"/> 収入に関する書類	※該当する場合は必ず持参
<input type="checkbox"/> 給与収入がある	<input type="checkbox"/> 給与の源泉徴収票 ※勤務先が複数ある場合は全て必要です。
<input type="checkbox"/> 年金収入がある	<input type="checkbox"/> 公的年金の源泉徴収票 ※公的年金改定通知書ではありません。 <input type="checkbox"/> 企業年金の源泉徴収票 ※年金が複数ある場合は全て必要です。
<input type="checkbox"/> 個人年金がある	<input type="checkbox"/> 個人年金がある <input type="checkbox"/> 満期保険金を受領した ※必要経費など記載があるもの
<input type="checkbox"/> 配分金・報酬・報償・委託料がある	<input type="checkbox"/> 支払調書(シルバー人材センター配分金、謝礼金、各種報酬 など)
<input type="checkbox"/> 個人事業主である	<input type="checkbox"/> 収支の内訳が分かるもの ※領収書などの添付、提示のみでは受け付けできません。収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し科目ごとに計算したものを準備してください。
<input type="checkbox"/> 不動産賃貸収入がある	
<input type="checkbox"/> 農業の収入がある	
<input type="checkbox"/> 配当収入がある	<input type="checkbox"/> 配当などの支払通知書 など
<input type="checkbox"/> 控除に関する書類	※該当する場合は必ず持参
<input type="checkbox"/> 社会保険料を支払った	<input type="checkbox"/> 納付確認書・領収書 (国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、健康保険の任意継続 など) <input type="checkbox"/> 国民年金・国民年金基金の支払証明書
<input type="checkbox"/> 生命保険料を支払った	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書(一般・介護・年金)
<input type="checkbox"/> 地震保険料を支払った	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書(または旧長期損害保険料の控除証明書)
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除計算明細書 <input type="checkbox"/> 年末残高等証明書 ※住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は税務署で申告してください。
<input type="checkbox"/> 医療費控除の適用を受ける場合	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書・医療費通知の添付、提示のみでは受け付けできません。「医療を受けた人」「かかった病院・薬局」ごとに明細書に記入してください。
<input type="checkbox"/> 寄附金控除を適用する場合	<input type="checkbox"/> 寄附金(ふるさと納税を含む)の領収書・証明書 ※ふるさと納税のワンストップ特例制度の適用を受けた方が、確定申告などをする場合はワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄附金の領収書を持参してください。
<input type="checkbox"/> 扶養する配偶者・親族がある場合	<input type="checkbox"/> 扶養する配偶者・親族の収入が分かる書類 <input type="checkbox"/> 扶養する配偶者・親族の個人番号(マイナンバー)確認書類
<input type="checkbox"/> 障害者控除の適用を受ける場合	<input type="checkbox"/> 障害者控除の対象であることを証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書 など)